

# 委託業務特記仕様書（令和8年7月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

## （成績評定の選択制（試行））

- 第2条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

- 第3条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （ウィークリースタンス）

- 第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム (水曜日は定時の帰宅を心がける。)

(2) マンデー・ノーピリオド (月曜日 (連休明け) を依頼の期限日としない。)

(3) フライデー・ノーリクエスト (金曜日 (連休前) に依頼をしない。)

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **(業務スケジュール管理表)**

**第5条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

#### **(Web会議【発注者指定型】)**

**第6条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議 (発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **(Web検査【発注者指定型】)**

**第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査 (発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **(オンライン電子納品)**

**第8条** 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

#### **(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)**

**第9条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

#### **(熱中症対策費（施設・設備）の対象業務)**

**第10条** 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

#### **(本業務の特記仕様事項)**

**第11条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

別紙「横須護岸修繕設計業務特記仕様書」による。

# 横須護岸修繕設計業務特記仕様書

## 1. 業務目的

「R 7 徳土 徳島小松島港（本港地区他） 小・小松島 港湾施設点検診断業務」にて点検の結果、横須護岸が「A」判定になり、早急に修繕を施工するため修繕設計を行います。

## 2. 業務内容

### (1) 打合せ

本業務の打合せは、業務着手時、中間 1 回、業務完了時の 3 回を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。当初及び完了時は、管理技術者及び照査技術者が必ず立会する。

### (2) 設計計画

現地調査業務を行うにあたって事前に業務全体の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案する。

### (3) 資料収集整理

要求性能に照らし、最適な性能規定及び性能照査手法を選定するための資料等を収集し整理・提案する。

### (4) 利用・自然条件設定

設計を行うにあたっての利用条件、自然条件などの設計条件を整理・設定する。

### (5) 照査用震度算定

一次元の地震応答解析により、レベル 1 地震動の照査震度を算出する。

### (6) 安定性照査

抽出した比較構造形式について、性能規定等に基づき永続状態および変動状態の安定性の照査をする。

### (7) 施工計画

実施するにあたり、施工の方法を検討し計画を立案する。

### (8) 図面作成

平面図、縦断図、標準断面図および取り付け図等の図面を作成する。

### (9) 数量計算

設計図を作成し材料等の数量を計算する。

### (10) 照査

業務内容の一切の照査を行う費用を計上する。

### (11) 報告書作成

業務内容の一切を整理して報告書を作成する。なお、劣化度の判定及び性能低下度の評価も行う。

### (12) 測量業務

上記設計に必要な測量を行うものとする。なお、業務の内容については、監督員との協議を行い、必要な分だけ施工する。なお、数量については実測値で増減がある。

## 3. 成果品

共通仕様書に基づく成果品等の提出にあたり、当該業務は、電子納品対象外であるが、電子納品にて提出するものとする。報告書の製本は 1 部とし、電子納品は正 1 部、副 1 部とする。なお、別途監督員が必要と判断した場合は、協議を行った上で提出するものとする。

## 4. 引渡し前における成果物の使用

監督員が、引渡し前における成果物を使用したい場合、土木建築工事設計業務等委託業務契約書第 3 5 条に基づき使用することがある。

## 5. その他

上記およびその他疑義が生じた場合は、協議を行った上で決定するものとする。